

大阪府条例第百二十九号

大阪府附属機関条例等の一部を改正する条例

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第一条 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2 前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

附則の次に次の二表を加える。

別表第一(第二条関係)

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府原子炉問題審議会	京都大学研究用原子炉の平和利用、放射線障害の防止、原子力損害に係る紛争の解決の促進等住民の福祉についての重要事項の調査審議及び調停に関する事務
大阪府消防広域化推進審議会	消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第三十三条第一項に規定する推進計画その他の市町村の消防の広域化の推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府青少年健全育成審議会	大阪府青少年健全育成条例(昭和五十九年大阪府条例第四号)第四十二条第一項各号に掲げる事項についての調査審議並びに地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)の規定による青少年問題の総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
大阪府指定出資法人評価等審議会	大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例(平成十八年大阪府条例第七十一号)第四条第一項(同条第五項においてその例による場合を含む。)の経営評価、同条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による評価、同条第三項の助言等及び必要な措置並びに同条例第五条の人的援助の在り方、出資法人等(同条例第二条第一項に規定する出資法人等をいう。以下同じ。)の役員報酬に関する事項、経営改善を図るための方策及び経営の在り方の見直し、出資法人等が策定する中期経営計画並びに出資法人等に関する重要な計画の策定についての調査審議に関する事務
大阪版市場化テスト対象業務モニタリング審議会	大阪版市場化テスト(府が実施する公共サービスの企画を公募し、当該公共サービスの外部への委託の方向性を決定する制度をいう。)により外部への委託を行った業務の履行の状況等の評価についての調査審議

大阪府水と緑の健康都市オオタカ保全審議会	北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地地区画整理事業施行規程(平成八年大阪府条例第七号)第三条の北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地地区画整理事業の施行地区に生息するオオタカの保全のための方策についての調査審議に関する事務
大阪府北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地地区画整理事業保留地処分価格評価審査会	北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地地区画整理事業施行規程第八条第三項に規定する事項についての審査に関する事務
大阪府住宅まちづくり審議会	住宅及びまちづくりについての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府高齢者及び障がい者住宅計画等審議会	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第四条第一項の計画並びに住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)第十七条第一項の計画に即した高齢者及び障害者の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する計画の策定及びその推進に関する施策についての調査審議に関する事務
大阪府福祉のまちづくり審議会	大阪府福祉のまちづくり条例(平成四年大阪府条例第三十六号)に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府景観審議会	大阪府景観条例(平成十年大阪府条例第四十四号)第六条第三項、第十条、第十四条第一項、第十六条、第二十一条(同条例第二十四条第一項において準用する場合を含む)、第二十二條(同条例第二十四条第二項において準用する場合を含む)及び第二十六条第二項に規定する事項その他景観形成についての重要事項並びに屋外広告物についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府E S C O提案審査会	E S C O事業(事業者が、庁舎等の設備等の改修に係る企画、設計、施工、維持管理等を包括的に行い、省エネルギーの効果を保証する事業をいう。)の企画に関する提案についての審査に関する事務

二 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
大阪府教育委員会評価審議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十七条第一項の点検及び評価を行うに当たつての調査審議に関する事務
大阪府学校教育審議会	学校教育についての重要事項の調査審議に関する事務
大阪府進学指導特色校評価審議会	大阪府立高等学校の中からそれぞれの特色を生かし、卓越した教育活動を行うものとして指定した学校の取組の評価についての調査審議に関する事務
大阪府立学校腎検診判定審査会	府立学校の児童及び生徒に係る腎臓疾患に関する学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)第十四条に規定する措置に当たつての審査に関する事務
大阪府立学校結核対策審議会	府立学校の児童及び生徒に係る結核に関する学校保健安全法に基づく保健管理及びまん延の防止のための施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務
大阪府教員の資質向上審議会	教育公務員特例法(昭和三十四年法律第一号)第二十五条の二第二項又は第四項の規定による認定等に当たつての調査審議に関する事務